

議会だより

37号

平成24年10月発行

Report of City Assembly



湊保育所 運動会

目次

議会報告 条例の改正等	2～5
一般質問	5～13
閉会中の調査事件	13～14

行政視察研修	14
議員の賛否表	15
決算審査特別委員会	16
議会基本条例検討協議会	16

平成24年 9月定例会

9月定例会は9月5日に開会し21日に閉会しました。

審議された議案は、報告4件を受けた後、条例制定1件、条例改正6件、補正予算6件、その他4件を可決、人事1件を同意しました。

また、平成23年度決算の認定9件については平成23年度決算審査特別委員会を設置し、継続審査となりました。

報告（4件）

報告第1号

市長の専決処分の報告について

1、市役所白鳥庁舎敷地内において、本市職員による人身及び物損事故の相手方に対する賠償金額を決定。

2、本市横内の市道古川大谷線において、本市職員による物損事故の相手方に対する賠償額の決定。

報告第2号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告について

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率を議会に報告するもので、平成22年度に比べ数値が一層改善されているとの報告。

報告第3号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告について

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を議会に報告するもので、資金不足比率は「なし」との報告。

報告第4号

東かがわ市教育委員会の事務の点検及び評価について

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の事務の点検及び評価を議会に報告するもので、良好であるとの評価。

条例制定（1件）

議案第1号

東かがわ市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

○ 水道法の一部が改正されたことに伴い、水道の布設工事の範囲並びに当該監督業務を行う者及び水道技術管理者に必要な資格は条例で定めることとされたため、新たに条例を制定。さらに布設工事監督者の資格基準は、5年以上の

実務に従事した経験を有する者を追加。

施行期日 平成25年4月1日

問 布設工事監督者の資格を有する職員は市にいるのか。

答 現在1名である。

条例改正（6件）

議案第2号

東かがわ市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

条例の根拠となる災害対策基本法の一部改正により引用部分の改正を行う。

施行期日 公布の日

議案第3号

東かがわ市斎苑条例の一部を改正する条例について

○ 整備中の大内斎苑では、来年4月より動物火葬業務と告別室の貸出業務を新たに開始する予定であり、その業務及び使用料の額を条例で制定。

施行期日 平成25年4月1日

問 動物炉も12月から同時に稼働できないか。

答 全工事が完了できないので難しい。

問 市民へはどう周知するのか。
答 11月の広報とパンフレットを作り周知したい。

改正後の使用料

区分	単位		使用料額	
			市内	市外
動物炉 (大内斎苑のみ)	犬猫等 1頭 (1匹) につき	収骨しない 場合	10,000円	40,000円
		収骨する 場合	20,000円	50,000円
告別室 (大内斎苑のみ)	1日		30,000円	150,000円

議案第4号

東かがわ市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○ 農業集落排水施設の維持管理に万全を期するとともに、健全な財政運営と使用者負担の適正化を図っていくため、使用料を改定。使用料を平均10%引き上げ、改定後の使用料を平成25年4月使用分から適用。

○ 使用料については、経営状況等を考慮し計画的に見直す必要があるため、4年ごとに見直す規定を追加。

問 独立採算で運営していくには、どのくらい料金を上げなくてはならないのか。

答 改定前の料金単価の1.79倍、200円近くまで上げなくてはならないことから、1割程度上げて4年ごとに見直しをする。

議案第5号

東かがわ市下水道条例の一部を改正する条例について

○ 下水道施設の維持管理に万全を期するとともに、健全な財政運営と使用者負担の適正化を図っていくため、使用料を改定。使用料を平均10%引き上げ、改定後の使用料を平成25年4月使用分から適用。

○ 使用料については、経営状況等を考慮し計画的に見直す必要があるため、4年ごとに見直す規定を追加。

問 事業認可の時に計画した対象人口や、加入率が足りない

施行期日 平成25年4月1日

場合は、補助金の返還はあるのか。

答 加入戸数が194戸で補助金等の返還等については、問題ない。

議案第6号

東かがわ市都市下水路条例の一部を改正する条例について

○ 都市下水路の構造及び維持管理に関する基準について、条例で定めることとされたため、改正するもの。

施行期日 平成25年4月1日

議案第7号

東かがわ市水道条例の一部を改正する条例について

○ 持続可能な水道事業とするため、更新事業の財源の確保と経営基盤を強化し、安定した経営を図るため、水道料金を改定。水道使用料及びメーター使用料とも、平均10%引き上げ、改定後の使用料を平成25年4月使用分から適用。

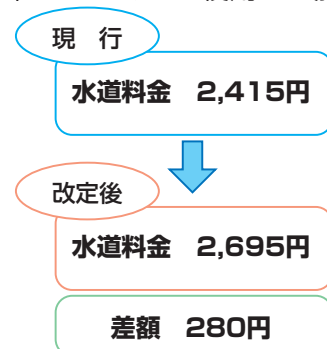
○ 使用料等については、経営状況等を考慮し計画的に見直す必要があるため、4年ごとに見直す規定を追加。

施行期日 平成25年4月1日

減債基金積立金

○現行料金と改定後の比較

家庭用(口径13mmで20㎡使用した場合 税込み)



補正予算(6件)

議案第8号

平成24年度東かがわ市一般会計補正予算(第3号)について

歳入歳出それぞれ、14億1,845万7千円を追加し、補正後の予算の総額を185億7,338万9千円とする。

○ 主なもの

自治会集会場整備補助金

420万2千円

減債基金積立金

7億379万7千円

土地開発公社への延納金繰上償還

5億9,956万2千円
市道吉田出晴線道路改良事業
(委託料)

800万円
小学校児童用防災ずきん

※付託された議案の主な質疑については、各常任委員会報告に記載(5ページ)

議案第9号

平成24年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ、4,708万3千円を追加し、補正後の予算の総額を35億7,472万円とするもので、システム改修委託料など370万7千円等を計上。

議案第10号

平成24年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ、32万7千円を追加し、補正後の予算の総額を2,647万6千円とするもので、前年度繰越金32万7千円を受け入れ、歳出

で一般会計へ繰り出す。

議案第11号

平成24年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ、304万5千円を追加し、補正後の予算の総額を4億6,368万8千円とするもので、システム改修委託料として、304万5千円を計上。

議案第12号

平成24年度東かがわ市商品券事業特別会計補正予算(第1号)について

繰越金確定に伴い、歳入歳出それぞれ121万6千円を増額補正。

議案第13号

平成24年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第1号)について

収益的収支では、水道事業費用130万円を追加し、補正後を6億669万7千円、さらに資本的収支では、資本的収入1,800万円を追加して補正後を3億5,950万4千円に、資本的支出は7,600万円を追加し、補正後

を7億4,803万円とする。

その他(4件)

議案第14号

香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について
小豆医療組合が、香川県市町総合事務組合に加入したことにより、規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となった。

議案第15号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
住民基本台帳法の一部改正等に伴い、香川県後期高齢者医療広域連合規約の変更をすることについて、関係地方公共団体の協議が必要となった。

議案第16号

財産の取得について(大川中学校区学校再編事業学校施設用地)
大川中学校区学校再編事業学校施設用地として財産を取得する。

○取得する財産

大川中学校西側駐車場用地
○取得等価格
3,636万4,671円

議案第17号

財産の取得の変更について(西山工業団地企業誘致事業用地)

平成24年度分からの延納金を納入期限前に支払うのに当り、支払期限未到来期間の利子相当額について減額するため、売買代金を変更する。

人事(1件)

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

大岡 眞海 (再任)

任期 平成25年1月1日から
平成27年12月31日



各常任委員会報告

各常任委員会に付託された、議案第8号 平成24年度東かがわ市一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決するものと決定した。

審査課程での主な質疑の要点は次のとおりである。

総務文教 常任委員会報告

問 各自治会一時避難所となっている自治会場等の把握について、震度7を踏まえて、一時避難所といいながら潰れてしまうところもあると思うが調査をしているのか。

答 各地域の一時避難所については、各地域に照会をして把握する。

民生常任委員会報告

問 生活支援情報冊子(市内の福祉施設事業所の所在地、連絡先、病院など掲載予定)の配布先は。

答 一人暮らしの高齢者、介護支援事業所、民生委員などの

建設経済

常任委員会報告

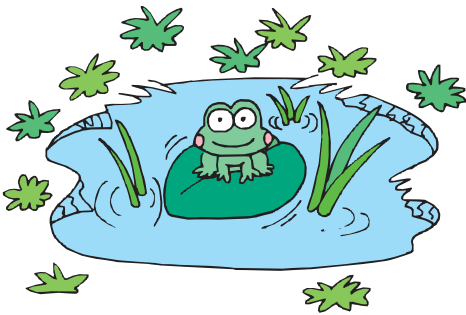
関係者に配布する。

問 市道吉田出晴線の全体の事業費はいくらか。

答 事業費は、上下水道管等あるので7千万円から8千万円程度を見込んでいます。

問 ため池のハザードマップは、どのように活用し、どの辺りに配布するのか。

答 浸水想定図を作成し、それに基づいて、避難経路とか避難場所等が記載されたハザードマップを作成し住民に周知する。



一般質問

庁舎建設事業の進捗状況は

プロジェクトチームを編成して進めている

総務課



橋本 守

問 庁舎の建設は、東かがわ市にとっては必要不可欠なものであり、計上された予算は肅々と執行されていることと思うが、現在の進捗状況と目指している新庁舎の姿が見えない。そのあたりの説明を求める。

答 現在の進捗状況は、8月23日に総合評価方式制限付一般競争入札による統合庁舎の実施設業務の公告を行っており、10月中には提案内容と入札価格を総合的に勘案したうえで、落札業者を決定する。

あわせて、現在、各部局の要望や課題、意見等を集約しており機能的かつ市民にとって使い

やすい庁舎となるよう、組織再編やフロアレイアウトなど設計に必要な事項について、プロジェクトチームを編成して検討を進めている。

今後は、年度内に設計業務を完了し、平成25年度の第一四半期に仮事務所への移転と白鳥庁舎南棟の取り壊しを行い、その後、統合庁舎の建設を予定しており、平成26年度中に統合庁舎の完成を目指す。

統合庁舎整備の進捗状況については、実施設計等の作業を通じて、統合庁舎の構造や配置等をより具体的なものとして逐次議会に示した、市民への周知を図っていくので理解と協力をお願いする。



防災と減災について南海トラフ巨大地震発生を

想定したハザードマップ作成は

国・県の詳細データ入手が今年度中の予定であり入手したいハザードマップ作成に着手したい

総務課



石橋 英雄

問 台風や、集中豪雨等による浸水害や、土砂災害対応のハザードマップは配布されているが、南海トラフの巨大地震発生時の津波対策ハザードマップを早急に作成し、配布するべきではないのか。

答 香川県より今年度をめどに市、町別の人的、建物及び津波浸水域などの詳細を策定すると発表されている。また、本市で震度7と公表された。その分布データを入手次第、地震・津波ハザードマップの作成を予定している。

問 市民への防災、減災啓発の進め方は、市民自らが、それぞれ、地域の実情にあった避難経

路や、避難場所を日頃から確認しておくことが重要であるとのことだが、地区によっては、まだまだ不安要素を抱えているのが実情である。また、防災、減災にハードで対応するには限度があるが、ソフト面の充実には、多くの費用を要さず大きい効果を得られると思う。

各自治会等にまかせきりにせず、行政の防災担当者がもっと自治会へ出向き各自治会等の防災計画策定に関わり、くり返し出向いて啓発をし、より高度な防災計画となるようにすべきではないのか。

答 市民への防災啓発の具体策としては、出前講座、避難訓練、災害時要援護者個別支援計画の説明会を行っているところであり、今後とも受け身ではなく、積極的に各自治会等に対し、防災、減災対策の説明会等を行うっていく所存である。

防災対策の基地としての統合庁舎建設を

市民の安全・安心を守る防災拠点として整備

総務課



大森 忠明

問 南海トラフで起こる南海地震は、沖合の震源地域も併せて動く「4連動」の巨大地震が起きるとの内閣府の発表があり、県内においては最大で死者数3千5百人、建物の全壊・焼失等5万5千棟にもなるとの被害想定である。

この巨大地震がいつ起こるかもしれない現在、起これば、大内庁舎と白鳥庁舎南棟は震度7の地震で崩壊すると考える。東日本大震災で庁舎が被害を受けた自治体では、救助活動等が大変遅れている。

そのためには、市民の安全・安心と救助活動の防災基地として、統合庁舎の建設を早急に整備すべきと考えるが。

答 統合庁舎は、市民の安全・安心を守る防災拠点として中心的な役割を担う施設であり、今、取り組みなければならぬ緊急の課題であると認識している。

庁舎は、災害対策基本法に規定され、「地域防災計画」に基づく「防災対策本部」が設置される防災対策の基地となる建物である。特に初動時の役割として、被害の全体像の把握、救援需要の把握等、二次災害の防止措置、組織間の調整・連携等がある。

その役割を遂行するためには、統合庁舎を整備することで、市民の安全・安心と救助活動のための防災基地としての機能を発揮すると考える。



統合庁舎建設について

手順を踏んで行っている

総務課



田中 孝博

問 防災対策検討結果報告書の中の、検討会議の趣旨を見ると、庁舎の場所決定の根拠が記されている。

1 平成13年5月 合併協定書での合意（湊又は白鳥地内）

2 平成16年3月策定の市総合計画

3 平成17年 新庁舎建設検討特別委員会

4 平成22年12月市行政改革有識者会の建議を踏まえて決定したとある。平成23年3月11日の東日本大震災以前に決定されたものである。大震災以後、全国の自治体では、安全性、機能性を持った防災拠点を目指して、大幅な見直しを行っている。それに反し、本市では、香川大学教授の意見書に記されている浸水する可能性、液状化する可能性、津波の可能性、ライフライ

ンの破断の可能性、湊川氾濫による浸水の可能性などが、指摘される危険きわまりない場所に、あえて多額な建設費をつぎ込み、庁舎建設を行おうとする理由は何かを伺う。

答 統合庁舎防災検討会では、最大の数値で報告書が出て来た。その状況の中で判断し計画を進める。

問 新庁舎建設が必要か否かを判断する基本の、耐震診断を行わない。耐震強度がいくらあるのか。耐震補強で充分すむのか。それとも、建て替えが必要なのか。それらに対し、財政負担がいくら必要なのかといった基本的な資料も示さない。だから議論もできない。

まずは、基本的第一歩である耐震診断を行うべきだと思いが、耐震診断を行わない理由を伺う。

答 内閣府の発表をもって手順を踏んで行っている。

住民投票を求める運動は市民の参政権行使の

正当な行動、尊重されるべきだ

統合庁舎建設が理解されずこの運動が起こることは残念だ

総務課



東本 政行

問 統合庁舎の建設より先にしなければいけないことがある。白鳥本町松原地域の多くの住民は「地震、津波の時、緊急に逃げこむ避難所がない。安全な避難路もない。なんとかしてほしい」の切実な声がある。お年寄りや体の不自由な方でも避難できる、避難タワーが必要ではないか。また、市内には、災害の危険を知らせるサイレンの聞こえない地域が残されている。この解決が庁舎建設より優先ではないか。

答 緊急地震速報を聞いた時点で、自分の身を守る、強い揺れが発生した後は、「必ず津波が来るので高台に避難する」の啓発を行っている。サイレンが聞こえない場合は、サイレン吹鳴の回数や長さを検討する。

問 住民投票を求める運動は、憲法と地方自治法で認められた住民の参政権の行使で正当な運動である。地方自治の発展に貢献するものである。市政の主人公、主権者は市民である。住民の意思を尊重し、住民多数の意思が示されれば、その声に基づいた政策をすすめる。これが、民主主義であり、地方自治のあるべき本来の姿である。市長が住民投票を求める運動が起こることは「残念だ」と発言したことは、市長の姿勢としては、問題だと思いませんか。

答 明日への備えのために、なぜ、いま統合庁舎の整備が必要かが理解してもらえないのは残念だ。3月市議会でも、統合庁舎建設の一部予算は議決している。それに反する行動をとることとは地方議会制度に背くものであり数名の議員が、運動の主導的立場であることは、誠に残念である。

統合庁舎建設の財源は

合併特例債を活用する

総務課



井上 弘志

問 市民への正確な情報発信が必要である。国からお金をくれるから庁舎を建てたらええと一部の市民が言っている。本当か。

答 本当か嘘かの答弁は出来ない。

問 合併特例債を活用し起債（借金）するが、その支払元金・利子の7割が交付税額としてくれるのか。また、交付税の原資はなにか。

答 基準財政需要額に算入される。

問 基準財政需要額に算入とは、カウントはするけど全額交付されるのではない。全額国からくれるのか。

答 基準財政需要額に算入される。

問 住民説明会の資料、仮の数字10億円で財政内訳を説明して

いる。買い物に例えると頭金が5千万円、残り9億5千万円をローンで組む。その3割が自己資金、毎年の支払い元金・利子を親（国）が借金して仕送りしてくれる。この様な方法である。親からの仕送りは全て税金である。借金は借金、使うお金は全て税金である。税金が原資であるという点は間違いないのか。

答 合併特例債は有利な財政支援である。

問 実質公債費負担比率は平成22年度、15・6%、その後、毎年下がり続け平成27年度、6・9%と示されている。借金が少なくなるように見える。しかし、この数字は支払い元金、利子の交付税算入の額が分母、分子から引かれているからである。全ての地方債残高（一般会計、特別会計、関係する一部事務組合等の企業債）現在高、推計は。

答 平成22年度末、201億1,525万円、以下推計で平成25年度、217億5,300万円、平成26年度、216億1,000万円、平成27年度、214億2,200万円。

（旧）相生小学校跡地周辺に 今後の活用計画は

地域住民と協議しながら進める

政策課



中川 利雄

問 （旧）相生小学校跡地の利用計画は。

答 跡地の利用や整備に関しては、地域のコミュニティ活動の拠点となるよう整備し、整備が完了した後の管理運営は地域の皆様に憩いの場、地域活動の場として利用できるよう地域の皆様と協議する。

問 運動場東側の多目的センターの改築、改装をどのように進めていくのか。

答 多目的センターについては体育館の今後の利用形態や、多目的センターを含めた利用の形態を検証したうえで、改修等の検討をしていきたい。

問 老朽化が進んでいる平和保育所の今後の運営計画は。

答 当市では、平成16年から幼保一元化を推進しており、それに伴う施設整備は、市内全域を一度に整備することは困難なため、将来的には中学校区を単位に各一施設とし、老朽化した施設の多い大川中学校区から優先的に施設整備を実施している。平和保育所は、小海保育所、引田幼稚園を統合した幼保一元化を目指している。平成23年4月に小学校が統合され、就学前児童の環境は変化すると思われるので、地域の実情を考慮しながら進めていく。少子化による入所児童数の減少や施設の老朽化等の課題もあり、引田地区の幼保一元化については、統合場所も含め具体的な調査、検討に着手する時期に來ていると考えている。

正確な情報発信のために、 定期的な市政懇談会の開催が必要

正確な情報発信の重要性は、今、痛感している

政策課



木村 ゆみ

問 正確な情報のもとに正しい世論は形成される。故に、特に市の財政状況・財政計画・大型事業等については正確な情報をあらゆる手段で発信して、市民に正しく理解していただくことが重要である。受け取った情報や、その理解度によっても市民の事業に対する賛否は大きく変わってくる。

そこで、正確な情報を直接市民に届け、市民との意見交換ができる市政懇談会の再開を強く求める。市長の所信を問う。

答 正確な情報発信の重要性は、今、痛切に感じている。また、市政の情報や動向が、一部の市民の皆様に正しく伝わって

いないことがとても残念である。

これまで庁舎統合整備計画についてや告知放送端末の設置など市民の皆様的生活に直接、個別に関係のある重要案件の周知などについては集中的に説明会を実施してきた。また、各種会議、総会等、様々な機会を捉えて私自ら旬の行政情報を伝えしており、今後も続けていきたいと思っている。

市政懇談会については、定期的には難しいと思うが、強い必要性を感じた時には開催したいと考えている。あわせて、あらゆる媒体を使って、市政の正しい情報を伝え、理解していただくために情報発信をしていく。議会中継の発信も一つ的手段と考えられるので、今後検討できればと思う。

告知端末の利用について

議会の議論の結果を尊重する

政策課



大藪 雅史

問 議会では今、議会基本条例の策定に向け3年前から県内外の先進地の視察研修を何度も行い、協議会だけでも十数回開催し、素案が出来てきた。その中で最も重要と思われることは、市民への情報の公開であると考えているが、議会報告会を年間に何回か開催したとしても十分に議会の内容や議員の意見を伝える事はなかなか難しいものがある。一番いいのはテレビやインターネットでの議会中継である。議会に於いて考えていく必要があるが、たちまち告知端末を利用した音声による議会中継が設備やソフトの資金も安く、すぐにでも出来ると思うがどうか。

答 告知端末を使って、議会中継ができないかとのことであるが、まず、費用の面については、告知端末を使った議会中継のシステム構築には、およそ400万円くらいかかると思われる。次に、効果の面であるが、告知端末からの議会の生中継は、流れっぱなしとなり、聞く側は中継中、告知端末のそばにいないと聞けず、聞く側の都合で放送を途中で中断したり、巻き戻して聞きなおすこともできないという心配がある。また、中継の途中から聞き始めると、話の脈絡が分からないといったことにもなると思われる。しかし、録音編集しての中継なども含め、実現できるかどうか検討すべきである。なお、システムの運用は議会で行ってもらおうことになるので、告知放送端末で議会中継をするかどうかは、議会の中で議論を尽くしてもらいたい、その結果については尊重したいと考える。

これからの財政運用について

工夫を凝らし、早めの対策を心がけて

政策課



矢野 昭男

問 今後、災害対策等で多くの財政需要が予想されるが、景気の回復もままならず、国の動向等も考えると、これからも慎重な財政運営が肝要と思われるが、財政運営の基本的所信を伺う。本議会で下水道料金、水道料金の約10%の値上げが建設経済常任委員会でも決されたが、今後、他の公共料金について、どう考えているのか。施設の使用料については、今までの議会答弁では、全般的に検討することであったが、見直し作業は進んでいるのか伺う。

答 財政運営については、一般会計において、起債残高や後年度の財政負担にも注意を払い、財政運営に工夫を凝らしてきた

が、今後もこの点については引き続き留意していく所存である。特に収入の面においては、社会情勢や国の動向にも注意を払い財政運営に支障を来たさぬよう早めの対策を心がけているところである。公共施設の使用料等の見直しについては、公民館、コミュニティセンターの見直しについて、県内の各市町と大きな乖離が無いか精査している段階であり、又これと併行して減免制度の見直しが必要と考えており、現状把握に務めている。今後、使用料の減額・免除について利用者に不公平感を抱かせない、また施設管理の経常的経費等を考慮したうえで、受益者負担の原則等、基本的な見直し方針を作成し、見直し作業を進める予定である。体育施設の見直しは、指定管理により管理運営しておりスポーツ財団との協議も併せて実施している。

コンビニでの各種証明書交付サービスを活用しては

導入に向け調査、検討していく

統括窓口センター



楠田 敬

問 住民基本台帳カードを利用すれば、セブン・イレブンのマルチコピー機から、住民票の写しや各種税証明書などを入手することができるが、このサービスに、来春から業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも参入することになった。

「コンビニ交付サービス」は、住民が必要な時に都合のいい場所（居住自治体以外にある店舗でも可能）でサービスを受けられ、自治体にとっては住民サービスの向上させられるほか、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながる。来春からの参入企業拡大に伴い、住民サービスの向上のためにも、（財）地域自治情報センターが提供する事例等を参考に、住基力

ードの多目的利用の取り組みと併せて積極的に活用してはと考えるが、市長の所信を伺う。

答 平成25年春よりローソン、サークルKサンクスが証明発行サービスを取り扱うとのことと、これを利用すると市民サービスの向上を図ることが出来ると思われる。コンビニでのサービスを利用するには、住民基本台帳カードの登録が必要であり、本市での登録数は約1200件で、少ないと予測されるが、取得者が増えるよう啓発していく。本市においても、水道料金のコンビニ収納を開始することとしており、コンビニとの連携は、市民サービスの向上を図るうえで、大変重要である。コンビニにおける証明書等の交付サービスは、有意義なサービスであるとの認識のもと、システム構築費用や本市の日曜開庁サービスの取扱いなど様々な角度から導入に向け調査、検討していく。

より質の高い教育・保育を

より充実した環境整備に努める

子育て支援課



鏡原 慎一郎

問 認定こども園の利用料金の制定スケジュールは。

答 平成26年度中に新たな条例制定や認可の申請が必要になるため、利用料金案については、平成25年度中にお示ししたい。

問 その他の幼稚園、保育所と利用料金の整合性はどのようにするのか。

答 平成27年度の大内地区幼児一元化施設の開園時には、認定こども園かどうかに関わらず、市内の就学前施設の利用料金を統一したいと考えている。

問 平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定された。今回この法律が充実される形で改正された。これで、幼保一元化に関する国の方向性が一定程度示されたと考えるが今後の市の対応は。

答 市の幼保一元化については、認定こども園の幼保連携型で対応する。

問 現在一体化している、町田こども園、福栄やまびこ園の今後の対応は。

答 認定条件とされている地域子育て支援事業の実施体制の整備や場所の確保が出来たところから、認定こども園に移行する方向で検討していく。

問 子ども達はこの東かがわ市の未来を担っていく大切な宝物である。子ども達を地域社会全体で育てていく、また、質の高い教育・保育を行っていく必要性があると考えるが、市長の思い、また施策があるのかを伺う。

答 宝であり、希望でもある子ども達を地域社会で育てるため、より充実した環境整備に努めて行く。

子どもの医療費無料化の年齢引き上げを

独自の年齢引き上げは課題の一つと認識している

保健課



鈴江 代志子

育て中の保護者にとって非常に安心できるものである。是非1年でも2年でも又、入院時だけでも市として年齢を引き上げ、子育て支援してはどうか。

問 子どもの医療費支給事業で平成24年4月現在の県内市町、実施状況を見ると、高松市、東讃、小豆の3市4町は県支給のみとしている。ここでも「西高東低」と指摘されている。高松市は本年8月より入院の場合、小卒まで引き上げ、丸亀市では同じく8月より入院の場合、7歳未満から中卒まで引き上げた。宇多津町では就学前から小3修了までと独自の期限を作り実施している。

問 中讃、西讃の5市5町のうち中卒まで支援が6自治体に及んで独自の支援事業を行っている。県下市町全体が動けば、県も動くはず。「西高東低だ」は県側の指摘だと聞いている。

答 厚労白書の調査では「子どもはほしい」が、「子育て、教育にお金がかかりすぎる」が最多である。無料化の制度延長は子

答 本市の対象範囲は、香川県の医療費給付事業補助制度を基本に実施している。若者定住対策や子育て支援策に取り組んでいく中で、本市独自の年齢引き上げについても課題の1つであると認識しているが、導入にあたっては、様々な視点から総合的に判断する必要がある。見直しは、国や県の子育て施策を踏まえながら、本市の施策全体の中で、継続的に方法を含め調整していく。

問 「償還払い方式」の自治体は「波及増」とならないので国のペナルティはない。国のペナルティをなくすことが大切だが、まず償還払いで小卒まで無料にしてはどうか。

答 ペナルティの割合については把握していない。

「追い込まれた末の死」防げ

子どもの目線に立った指導で取り組む

学校教育課



滝川 俊一

問 いじめの事例報告件数は、どのような方法で調査されたのか。

答 市内全小・中学校では、児童生徒にアンケート調査を行い、自分がされたことだけでなく、周りの児童生徒がしている、されているのを見聞きしたことについても記入させている。家庭で保護者と共に記入するアンケートにし、封筒に入れて提出する方法で行っている学校もある。その後、該当事例ごとに関係者に状況を確認したり、全児童生徒対象に個別面談を実施したりして実態把握を行う。又アンケートの他、日頃の行動や教職員との交流、日記やデイリーノート等での交流を通じて、学

校生活全体に教職員がアンテナを広げている。連絡帳や電話連絡等で保護者から情報を得る場合もある。本年度については、夏季休業中に市教委事務局が全ての小・中学校に出向き、各校の状況について、聞き取り調査も行ったところである。

問 学校でいじめが報告された場合、教育現場の状況においてどのような対応が行われているのか伺う。

答 当事者や周囲の者などから状況を聞き取り、正確な情報を把握の上、加害児童生徒への個別指導を行い、周囲の児童生徒への状況報告及び指導依頼を経て解決に向かうのが、大まかな流れである。必要があれば、市の教育支援センター等の関係機関とも連携を取り、児童・生徒の心のケアのためのカウンセリング等を個別に行うこともある。

太陽光発電

「屋根貸し」事業を実施しては

公共施設や遊休地について検討する

環境衛生室



渡邊 堅次

問 再生可能エネルギー固定価格買取制度を前提とし、地域毎の自然特性・コミュニティ特性・地域活力を活かし、未来志向的小規模分散型のエネルギー社会の実施に向けて当市も、準備を行っていくことが、重要であると考えられる。しかし、当市も財政難のため簡単に、太陽光発電施設を設置することは、困難と思われる。そこで、電力固定価格買取制度を利用して、遊休地・公共施設の屋根・屋上・廃校地及びグラウンドなどの土地を貸し、発電事業者に投資を呼び込んでどうか。

そこで、防災代替拠点になる「とらまるてぶくろ体育館」の屋根を、市民もしくは事業者と賃貸契約を結び、事業者は出資

を募り太陽光発電施設（仮称）「とらまるてぶくろ発電所」を設置運営管理し初期費並びに管理運営については、固定価格買取制度の売電収入で補うことが出来ると思われる。また、災害停電時の電源確保も出来るのではないか。このような官民一体となった太陽光発電事業を、実行してはどうか。

答 「とらまるてぶくろ体育館」の屋根に、太陽光発電パネルを設置するためには、屋根の強度の問題がクリアできるかどうか意匠的にはどうかという観点から検討したい。

また、今後、再生可能エネルギー普及拡大、新たなビジネスとしての地域経済の活性化、公共施設の防災力強化や施設の有効利用などの観点からも「とらまるてぶくろ体育館」以外の公共施設や遊休地についても、その可能性を探っていく。

お盆のごみ収集の見直しを

業者と話し合いをしていく

環境衛生室



大田 稔子

問 東讃地区のお盆の収集は、どのようになっているのか。

答 収集を行っている。

問 ごみの処理は、人々の公衆衛生を保つていく非常に大切な環境整備のひとつである。建設中の大内クリンセンターの進捗状況は。

答 現在、焼却炉等の取り壊し工事を完了し、ストックヤードの建設に着手しており70%は、ほぼ計画通りの進捗状況となっている。

問 ごみ処理の選択基準は、どのようなになっているのか。

答 業務遂行に必要な施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ業務に関して相当の経験を有し、自ら業務を実施する者などが選択基準である。

問 東かがわ市は、お盆のごみ収集は、休みになっている。お盆は、人々が、ふるさとに帰って来る。人が集えば食事の量も増え、ごみの量も増加する。市民の生活を、第一に考え、地域にあった運営体制の見直しを進めていくべきでは。また12月期の休日の粗大ごみの受け入れは、実施するのか。

答 粗大ごみの受け入れは、実施する。お盆は、現在契約中であるが、業者と話し合いをしていきたいと思う。



閉会中の調査事件

総務常任委員会

調査実施日

平成24年7月18日

調査項目

1. 大内小学校の再編に伴う跡地利用について
2. 次期基本構想の策定方針について
3. 指定管理について（とらまるパペットランド）
4. 統合庁舎について

○大内小学校の再編に伴う跡地利用について

問 丹生公民館があるが、道路に面しており、幼稚園跡地に移せば道から大分入って利便性が落ちるのでは、また、防災の関係から言うとき一時避難所は集会所で、広域避難場所については人口5千人いる丹生地区で、ベッセルおおちと丹生公民館しか無い、それも頭に入れた体育館のあり方を考えては。

答 丹生地区活性化協議会からの要望に答える形で、丹生幼稚園跡地へのコミュニティ施設を計画するものである。また、11号バイパスが開通すること、交通の流れも南へシフトすることも当然想定されるため、南からのアクセスも視野に入れた丹生小学校跡の施設整備を考える。



丹生小学校を視察中

建設経済常任委員会

調査実施日

平成24年7月13日

調査項目

1. 上下水道料金について
2. 指定管理について（白鳥温泉、ベッセルおおち）

○上下水道料金について

問 市の内部留保金の考え方は。

答 内部留保金は一年分ぐらい内部留保できればと考える。

問 水道料金等10%値上げすれば、改善されるのか。

答 当面は健全経営が可能と判断しているが、4年ごとに経営状況により見直す。

問 9月議会で、上下水道料金ともに10%程度値上げすることを提案する予定か。

答 9月議会で10%程度の値上げをする議案の提出を予定している。



白鳥温泉

○指定管理について（白鳥温泉、ベッセルおおち）

問 白鳥温泉の指定管理委託料が1千万円から840万円の決定しているが、市としての考えは。

答 当然市にとり、より安価で施設の目的を達成できるのであれば、それに越したことは無い。1千万円を上限とし、160万円は減額となり、経費が削減できたと考える。

行政視察研修

7月3日・4日に三重県尾鷲市・伊賀市へ議員全員で「議会基本条例・議会改革」を研修テーマとして視察を行った。

尾鷲市は平成16年から議会改革に取り組み、各会派からの提案について協議を重ね、平成17年には常任委員会を2常任委員会に、一般質問については一問一答方式の答弁を含め60分以内とした。平成17年からは議員定数について協議をした結果、平成18年改正から18名から16名に定数削減を行った。平成21年からは、予算決算常任委員会を設置し実施している。議会基本条例については、市民説明会を行い、来年3月制定に向けて特別委員会での協議を重ねている。

伊賀市へは、平成20年に研修に行き、本市が今協議を重ねている議会基本条例の研修を行った市である。伊賀市が市民に対して報告会を行っている現状についてどのように変わっているかを研修した。各自治会の希望日程に合わせながら36会

場、約千人の市民の方に報告を行っているとの事である。5年が経過して変わったことは、報告会が意見交換の場になり身近なものになっている。また、市行政に対しての要望・提言など報告会の中での部分については、後日、市長に対し文書で提出し、回答について文書報告を得たものについては、自治会協議会会長に報告を行っているとの事である。予算・決算については、常任委員会として行っている。



伊賀市での研修

議員の賛否表

会議名	平成24年																	
	第4回定例会																	
	9月5日採決									9月21日採決								
可決・否決の別	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	同意	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
議案名	議案第2号	議案第9号	議案第10号	議案第11号	議案第12号	議案第14号	議案第15号	議案第16号	諮問第1号	議案第1号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第13号	議案第17号
議員名	東かがわ市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	平成24年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	平成24年度東かがわ市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について	平成24年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	平成24年度東かがわ市商品券事業特別会計補正予算（第1号）について	香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について	香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	財産の取得について（大川中学校区学校再編事業学校施設用地）	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	東かがわ市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	東かがわ市斎苑条例の一部を改正する条例について	東かがわ市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市下水道条例の一部を改正する条例について	東かがわ市都市下水道条例の一部を改正する条例について	東かがわ市水道条例の一部を改正する条例について	平成24年度東かがわ市一般会計補正予算（第3号）について	平成24年度東かがわ市水道事業会計補正予算（第1号）について	財産の取得の変更について（西山工業団地企業誘致事業用地）
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鏡原 慎一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴江代志子	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	●	●	○	●	●	○	○
東本 政行	○	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	●	●	○	●	●	○	○
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
田中 孝博	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本 守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は賛成 ●は反対 —は除斥となった者です。

除斥とは、議題にあがっている案件に利害関係がある議員を審議から除くため、議場から退席させることです。

※議長（田中貞男）は可否同数の場合のみ表決権があります。

※諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 大岡 眞海 氏

※認定第1号から認定第9号までの平成23年度各会計歳入歳出決算の認定については、平成23年度決算審査特別委員会に付託され継続審査となりました。

議
会
日
誌

25日 議会運営委員会
27日 議会基本条例検討協議会

7月

6日 県市議会議長会議員研修会
9日 全員協議会
10日 議会基本条例検討協議会
29日 全員協議会

8月

30日 議会基本条例検討協議会
議会運営委員会

9月

5日 本会議
6日 総務文教常任委員会
7日 民生常任委員会
19日 建設経済常任委員会
20日 本会議（一般質問）
21日 本会議（一般質問）
25日 全員協議会
21日 本会議

10月

2日 議会広報編集特別委員会
5日 議会広報編集特別委員会
11日 議会基本条例検討協議会
16日 議会広報編集特別委員会
18日 平成23年度決算審査特別委員会

平成23年度決算審査特別委員会

平成24年10月16～18日

認定第1号 平成23年度東かがわ市一般会計歳入歳出決算の認定について

会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成23年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成23年度東かがわ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成23年度東かがわ市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成23年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成23年度東かがわ市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成23年度東かがわ市商品券事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成23年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別

認定第9号 平成23年度東かがわ市水道事業会計決算の認定について

議会基本条例検討協議会

議会基本条例検討協議会では、これまで多くの時間、議会基本条例に関し議論を行って参りました。

7月からは全議員が協議会メンバーとして参加することとなり、制定へ向け加速をはかりました。その結果、東かがわ市議会基本条例素案は概ねまとまり、現在はその付随する要綱や規則を検討しております。

つきましては、市民の皆様がこの東かがわ市議会基本条例素案のご説明に伺おうと計画をしております。現在の予定では来年（平成25年）の2月に説明を行う予定です。日程が決まりしだい、広報や告知端末等を利用しお知らせをする予定です。その際には多くの方にお越しいただきますようお願い申し上げます。

編集後記

例年水不足で対応に追われていた東かがわ市でしたが、今年は、水不足もなく又大きな災害もなく、実りの秋を迎えられました。市内のあちこちでは、祭ばやしが聞こえ、子どもから大人まで参加できる地域の祭りはコミュニティ活動を推進していくためにも、後々まで伝統芸能を継承していったほしいものです。

9月5日から始まった定例議会も21日に全日程を終了し、閉会しました。

東かがわ市議会だより37号が市民皆様方のお手元に届くころには、山々の木々も色づき景色は晩秋へと入ります。

この議会だよりを市民の皆様それぞれの思いで読んでいただければ幸いです。

T・N

市民のみなさん
議会傍聴を
してみませんか